

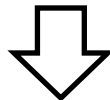
平成22年 3月19日

政策評価の内容点検の結果

総務省では、政策評価の質の向上と実効性の確保を目的として、各府省が実施した政策評価の内容を点検し、評価のやり直し等の改善を求める活動を実施

〔各府省〕 政策評価の実施

【公共事業 約5,000件、一般政策 約900件】



〔総務省〕 評価に疑問があるものについて、事実関係を把握・整理



〔総務省〕 点検結果を関係府省に通知・公表
(年度内を予定)

【公共事業18事例、一般政策17事例】

平成21年度における内容点検の結果の概要

評価に疑問のある35事例（8府省）について事実関係を整理し、改善の方向を指摘

I 公共事業（18事例）

- ① 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの
- ② 費用対効果分析の前提となる需要推計に疑義があるもの
- ③ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの
- ④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの
- ⑤ その他費用対効果分析に用いられるデータ等の信頼性に疑義があるもの

II 一般政策（17事例）

- ⑥ 目標の達成状況が低調であるにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの
- ⑦ 目標の達成見込みがないにもかかわらず、対応方針等の検討を行っていないもの
- ⑧ 評価結果の判定根拠の説明が不十分であるもの
- ⑨ あらかじめ設定した指標と異なる指標で評価しているもの
- ⑩ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないなど指標の改善等が必要であるもの

各事例の概要

【公共事業】

事例 1-1	〔厚労省〕水道水源開発施設整備事業（サンルダム）（北海道）	4
事例 1-2	〔厚労省〕水道水源開発施設整備事業（成瀬ダム）（秋田県）	6
事例 1-3	〔厚労省〕水道水源開発施設整備事業（津軽ダム）（青森県）	7
事例 1-4	〔厚労省〕水道水源開発施設整備事業（内海ダム）（香川県）	8
事例 1-5	〔農水省〕森林環境保全整備事業「千曲川上流森林計画区」（長野県）	10
事例 1-6	〔国交省〕高知地区（舟入川）地震・高潮等対策河川事業（高知県）	12
事例 1-7	〔国交省〕撥川都市基盤河川改修事業（北九州市）	14
事例 1-8	〔国交省〕香流川都市基盤河川改修事業（名古屋市）	15
事例 1-9	〔国交省〕野添川都市基盤河川改修事業（名古屋市）	16
事例 1-10	〔国交省〕一般国道434号 徳山～錦バイパス（山口県）	17
事例 1-11	〔国交省〕小本港小本浜地区国内物流ターミナル整備事業（岩手県）	18
事例 1-12	〔国交省〕帯広開広団地地区暮らし・にぎわい再生事業（北海道）	19
事例 1-13	〔国交省〕北新宿地区第二種市街地再開発事業（東京都）	21
事例 1-14	〔国交省〕日居城野運動公園整備事業（岩手県）	23
事例 1-15	〔国交省〕本宮市流域関連公共下水道事業（県中処理区）（福島県）	24
事例 1-16	〔国交省〕大洗町公共下水道事業（那珂久慈処理区）（茨城県）	25
事例 1-17	〔国交省〕大阪市公共下水道事業（市岡処理区）（大阪市）	27
事例 1-18	〔国交省〕小矢部川流域下水道関連射水市公共下水道事業（小矢部川処理区）（富山県）	28

【一般政策】

事例 2-1	〔内閣府〕地域活性化の推進	29
事例 2-2	〔内閣府〕男女共同参画社会の形成の促進	30
事例 2-3	〔金融庁〕利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	31
事例 2-4	〔金融庁〕金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	32
事例 2-5	〔総務省〕電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習	33
事例 2-6	〔厚労省〕女性医師支援センター事業（医師再就業支援事業）	34
事例 2-7	〔厚労省〕看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業	35
事例 2-8	〔厚労省〕迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ること	36
事例 2-9	〔厚労省〕多様な職業能力開発の機会を確保すること	37
事例 2-10	〔経産省〕商品データ共有化システムの構築事業、受発注～決済までの次世代EDI標準化事業	38
事例 2-11	〔経産省〕貿易円滑化事業費補助事業	39
事例 2-12	〔経産省〕高圧ガス等保安対策事業	40
事例 2-13	〔経産省〕火薬類保安対策事業、火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置（税目：固定資産税等の課税標準の特例）	41
事例 2-14	〔国交省〕航空交通ネットワークを強化する	42
事例 2-15	〔環境省〕大気環境の保全	43
事例 2-16	〔環境省〕大気生活環境の保全	44
事例 2-17	〔環境省〕循環資源の適正な3Rの推進	45

事例 1-1 水道水源開発施設整備事業（サンルダム）（北海道）〔厚生労働省／再評価〕

【疑問の種類】

- ① 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの
- ② 費用対効果分析の前提となる需要推計に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 風連地区及び自衛隊専用水道などにおける水質の改善や水源からの取水の不安定さを解消するため、サンルダム（検証対象）に参画し 1,510 m³/日の新規水源を求める。 ・ 事業主体 : 北海道名寄市 ・ 事業期間 : 平成 7 年度～32 年度 ・ 総事業費 : 2.4 億円（残事業費）（一億円） ・ 総便益(B) : 25.8 億円 ・ 総費用(C) : 18.5 億円 ・ B/C : 1.40 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑丘浄水場系における業務・営業用水量（新規開発水量を除く。）の推計について、過去 10 年間の実績値は一貫して減少傾向にあるにもかかわらず、推計結果は増加傾向を示している。このため、推計の詳細を確認したところ、業務・営業用水量を「営業用」、「団体用」、「浴場用」及び「その他」に分解し、それぞれ過去 10 年間の実績値を用いて時系列傾向分析を行い、その結果を合計している。この名寄市の推計は全体的な減少傾向を反映したものとなっているか疑問がある。4 要素に分解した上でそれぞれ時系列傾向分析を行うという手法を採用した実質的な理由は何か。 ・ 「営業用」水量について、過去 10 年間の実績値をみると、平成 11 年度から 12 年度にかけて大きく増加し、12 年度以降は緩やかな減少値を示している。このため、12 年度以降の実績値のみ用いて推計を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水道施設設計指針」では、需要者のニーズを十分に把握した上で、推計に当たっては、「業態別に推計するか、業務・営業用水の総量を推計するか検討した上で、推計方法を選択」することとしている。名寄市の再評価においては、①営業用の水道使用の契約件数が過去 10 年間ほぼ横ばいで推移していること、②北北海道の中核都市として、名寄市立病院のセンター化等による人口流入が見込まれること、③観光入り込み客数が近年増加傾向（17 万人（平成 11 年度）→33 万人（20 年度））にあることから、用途区分ごとに推計を行うことでより正確な予測ができるという判断がなされていたことが明らかにされた。 ・ 平成 11 年度から 12 年度にかけて「営業用」の使用水量が大幅に増加した理由は明らかでないが、ショッピングセンターの進出等によるものと推測され、近年の実績からもこのような傾向を確認できることから、これらを含めて推計するこ

<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度の再評価においては、B／Cの算出に当たって、渇水被害の便益を計上していたが、今回の再評価においては、風連地区等における浄水施設に係る施設更新等の回避費用を便益として計上している。B／Cの算出方法を変更しているにもかかわらず、十分な説明がないことは問題と考える。今回の再評価について、便益算定方法を変更したことの説明を十分に行うべきではないか。また、今回の便益算定方法は回避支出法によるとしているが、マニュアルにおける回避支出法の記述から読み取ることは困難ではないか。 	<p>とが妥当という判断がなされていたことが明らかにされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業は、当初より、渇水被害の便益だけでなく、給水統合がなされない場合の浄水施設更新や維持管理等の回避費用も重要な便益としていた。このような便益の算出方法を変更した経緯については、再評価書においても説明すべきであったと考えており、そうした記述の必要性について、マニュアルの中で明記するよう改定するとの認識が示された。 <p>また、今回の算出方法については、マニュアルにおける回避支出法の記載を準用したが、回避支出法と代替費用法の区分について、マニュアルの改定作業の中で改めて整理する旨が示された。</p>
---	--

事例 1-2 水道水源開発施設整備事業（成瀬ダム）（秋田県）〔厚生労働省／再評価〕

【疑問の種類】

② 費用対効果分析の前提となる需要推計に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的 : 将来における区域拡張ならびに給水普及率の増加に対応し、「安定給水の確保」、「施設の統廃合による合理化」の観点から成瀬ダム（検証対象）基本計画に参画。 ・事業主体 : 秋田県横手市 ・事業期間 : 平成 14 年度～29 年度 ・総事業費 : 104.0 億円（残事業費）（一億円） ・総便益(B) : 625.5 億円 ・総費用(C) : 116.3 億円 ・B/C : 5.38 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・横手市の地域ごとの水道普及率及び一人一日平均使用水量の推計値を見ると、地域ごとにいくつかの特徴的な変化が見られるが、その実質的な要因は何か。 ・負荷率の設定について、4 地域それぞれごとに過去の実績の最低値を用いている。しかしながら、水道施設設計指針によると、負荷率については、給水人口規模が大きくなるにしたがい、高位安定するとの傾向が示されている。 したがって、4 地域の統合により、給水人口規模が増加し、給水地域の統合による負荷率の安定化が見込まれるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに給水する地区については、施設整備が完了し給水開始する時点をもって、当該地区が給水人口にカウントされることなどが理由であることが明らかにされた。 なお、雄物川地域の水道普及率及び一人一日平均使用水量については、転記ミスがあったため、修正される。 ・一般的に負荷率は、都市の規模が大きくなるにしたがい高くなる傾向があるが、都市の性格、気象条件等によっても左右されるため、その設定に当たっては、長期的傾向の把握と過去の実績を考慮することが重要であり、4 地域の統合後の実績がない事業評価時点では、実際に記録された負荷率の最低値を過大でない範囲で使用することは適当とされる。 しかしながら、実際の統合後に負荷率の実績値が集積され、負荷率の安定化が確認できる状況になった場合においては、当該実績値を踏まえた負荷率の設定を検討する必要がある旨が示された。

事例 1-3 水道水源開発施設整備事業（津軽ダム）（青森県）〔厚生労働省／再評価〕

【疑問の種類】

② 費用対効果分析の前提となる需要推計に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 津軽ダムに参画し、安定した水源の確保を図る。 ・ 事業主体 : 青森県弘前市 ・ 事業期間 : 平成 6 年度～28 年度 ・ 総事業費 : 13.7 億円（残事業費）（一億円） ・ 総便益(B) : 139.4 億円 ・ 総費用(C) : 105.4 億円 ・ B/C : 1.32 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要増加の一因として津軽地域産業活性化計画による光技術関連産業の新規立地を挙げているが、詳細を確認したい。また、実際の立地件数は何件か。 ・ 需要増加の一因として新幹線新青森駅開業による移動人口の増加に伴う業務・営業用水の増加を挙げているが、詳細を確認したい。 ・ 業務・営業用水量（弘前地区）の過去 10 年間の実績は減少傾向であるが、この平均値を推計値としている。このような推計方法とした理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津軽地域産業活性化計画により、平成 24 年度までに光技術関連産業 20 件の新規立地を見込んでおり、平成 20 年度以降の立地件数は、成約（1 件）を含めて 2 件であることが明らかにされた。 更に今後も上位計画策定者とも連携・調整し、社会経済情勢等の変化に応じて柔軟かつ適正に対応するべく状況を注視していく旨が示された。 ・ 年間 716 千人の交流人口増加を見込んでおり、これは八戸駅開業による増加見込みを参考にしたこと、また、八戸駅開業による交流人口の増加実績も、見込みのおりとなっていることが明らかにされた。 ・ 業務・営業用水量減少の背景には、中心市街地の衰退が挙げられるが、平成 20 年に中心市街地活性化基本計画が策定され、中心市街地の賑わいを平成 15 年度程度まで回復させる目標を設定したため、この計画との整合性を考慮したことが明らかにされた。

事例 1-4 水道水源開発施設整備事業（内海ダム）（香川県）〔厚生労働省／再評価〕

【疑問の種類】

- ① 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの
- ② 費用対効果分析の前提となる需要推計に疑義があるもの
- ④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 渇水への不安・被害を軽減するため、内海ダム再開発に参画し、新たに 1,000 m³/日の水道用水を確保し、小豆島町上水道の安定供給の確保を図る。 ・ 事業主体 : 香川県小豆島町 ・ 事業期間 : 平成 16 年度～23 年度 ・ 総事業費 : 8.9 億円（残事業費）（一億円） ・ 総便益(B) : 17.8 億円 ・ 総費用(C) : 9.9 億円 ・ B/C : 1.79 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水道事業の費用対効果分析マニュアル」における節水率の算定式は、資料集と算定事例とで記載されている式が異なる。小豆島町は、このうち資料集の式を用いているが、当省が確認したいいくつかの自治体は算定事例の式を用いている。どちらの式を採用すべきか確認したい。 ・ 小豆島町は、内海ダムへの参画理由として、不安定水源の廃止を挙げているが、不安定水源の実態はどうなっているのか。 ・ 一人一日最大給水量が香川県下の他の自治体と比較しても大きくなってい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルにおいて、節水率は算定事例にある「$(1 - \text{既存の水源量} / \text{日別給水量}) \times 100$」と定義している。資料集における節水率の定義「$(\text{日別給水量} / \text{既存の水源量} - 1) \times 100$」は誤りであるため、資料集の記述を修正する旨が示された。 資料集にある誤った節水率の定義にしたがって費用対効果分析をしていたため、改めて検証した上で、再評価書が修正されることとされた。なお、現在の結果からは大きく変わらない見込みとのことである。 ・ 小豆島町は、吉田川、内海ダム、粟地ダム、吉田ダム、殿川ダム、三五郎池、猪谷池、片城川を水源としているが、このうち不安定水源である三五郎池、猪谷池、片城川からの取水を解消し、内海ダムへ切り替えることが明らかにされた。 ・ 小豆島町は、香川県下の他の自治体比べて、業務営業用水及び工場用水の占

<p>るが、どのような理由によるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小豆島町は、渇水時の供給者サイドの支出を便益としている。その具体的な設定根拠を確認したい。 	<p>める割合が高いという地域特性があるため、一人一日最大給水量が大きくなっているとの理由が明らかにされた。また、一人一日平均使用水量（生活用水）については、他の自治体と比較して過大ではないことも明らかにされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急給水費用、断水操作費用などの、渇水被害が発生した場合の供給者側の支出を、平成8年の時間給水時における渇水対策費の実績を用いて算定したことが明らかにされた。 <p>また、小豆島町は、島嶼部という特殊事情にあるため、応急給水費用として給水船による運搬費用が費用の大部分を占めていることが明らかにされた。</p>
---	--

事例 1－5 森林環境保全整備事業「千曲川上流森林計画区」(長野県)〔農林水産省／事前評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 当該森林計画区内の国有林野が有する水源かん養機能、山地災害防止機能、地球温暖化の防止等の公益的機能を高めていくことを第一とし、併せて木材産業の振興を図るためのカラマツ等の安定供給に努めることとして、機能類型に応じた長伐期施業、針広混交林施業等の多様な森林整備を実施するとともに、これに必要な路網の整備を実施する。 ・ 整備内容 : 更新 100ha、保育 4,645ha、林道開設 6.9km、林道改良 2.3km ・ 実施主体 : 中部森林管理局東信森林管理署 ・ 事業期間 : 平成 21 年度～25 年度 ・ 総事業費 : 16 億円 ・ 総便益(B) : 225 億円 <ul style="list-style-type: none"> (内訳)「水源かん養便益(森林整備)」: 128 億円 「山地保全便益(森林整備)」: 44 億円 「環境保全便益(森林整備)」: 17 億円 「木材生産便益(森林整備)」: 16 億円 「木材生産便益(路網整備)」: 14 億円 「森林整備経費縮減便益(路網整備)」: 4 億円 ・ 総費用(C) : 16 億円 ・ B/C : 14.04 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価に当たり、「林野公共事業における事前評価マニュアル」と異なり、費用として、現行の国有林野施業実施計画に基づく整備期間 5 年間の事業費を用いており、これに対応して、評価期間 50 年間の便益を整備期間 5 年間に換算した便益を用いている。しかしながら、評価期間 50 年間で便益が各年均等に発現する場合、当該換算方法によると、評価期間 50 年間における費用の発生が各年均等ではないことに影響されて、換算後の 5 年間の便益が、便益が各年均等の場合の 5 年間の合計よりも大きく計上されることになる。 <p style="text-align: center;">「林野公共事業における事前評価マ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の指摘を踏まえるとともに、事業評価のより一層の透明性等の向上を考慮し、今後は、「林野公共事業における事前評価マニュアル」に沿って、評価期間の便益と費用を計上した上で費用対効果分析を行う旨が示された。 <p style="text-align: center;">なお、現在用いている計算方法では、費用も便益と同様に、整備期間 5 年間に係る事業費が各年均等の場合の 5 年間の合計よりも大きくなるため、費用対効果分析の結果は実質的に変わらないとの見解が示された。</p>

ニユアル」に沿って、評価期間 50 年間の便益と費用をそれぞれ計上した上で費用対効果分析を行うべきではないか。	
---	--

事例 1-6 高知地区（舟入川）地震・高潮等対策河川事業（高知県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

- ③ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの
- ④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 高潮より背後地を防御するとともに、河道の改修及び法線是正により、浸水被害を凶る。現在残事業として、南海地震への対応を凶るため既設堤防の地震対策工を実施してきたが、財政状況等から他河川へ重点投資するため平成 18 年から休止中。 ・ 整備内容 : 既設堤防の地震対策工 (事業延長) 4,800m、(整備目標) 確率規模 : 1/50 ・ 事業主体 : 高知県 ・ 事業期間 : 昭和 46 年度～平成 28 年度 ・ 総事業費 : 120 億円 ・ 総便益(B) : 8,242 億円 ・ 総費用(C) : 521 億円 ・ B/C : 15.8 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業（計画規模 1/50）が実施された場合には、高潮（確率規模 1/10、1/30、1/50、1/140）及び洪水（確率規模 1/10、1/30、1/50）による氾濫被害からすべて被害軽減が凶れるとして年平均被害軽減期待額を算定しているが、計画規模を超える確率規模 1/140 の高潮に対しては、すべての被害軽減を凶ることはできないのではないか。 ・ 既設堤防の地震対策工に伴い発現する効果について、現マニュアルには算定手法が定められていないが、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、当該効果をどのように考慮しているのか。 また、当該効果を適切に算定・評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 45 年 8 月の台風 10 号により発生した高潮災害のときに観測された潮位の実績潮位の再現確率 1/140 をもとに高潮計画の確率規模を 1/140 に設定。洪水に対しては雨量、高潮に対しては潮位の生起確率により計画規模を設定しており、異なる外力の生起確率を比べるものではなく、1/50 の洪水又は 1/140 の高潮により設定される堤防高の高い方を計画堤防高として設定しているため、1/140 の高潮に対しても災害防止が凶れると考えているとの認識が示された。 ・ 現マニュアルには既設堤防の地震対策工に伴い発現する効果の算出手法が定められていないことから、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、当該効果は見込まれていないことが確認された。

<p>する手法を確立していく必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備期間中でも段階的河川整備の進捗に応じて便益が発現するとして昭和47年度から平成29年度まで便益が計上されているが、これに対応する維持管理費が計上されていない。 <p>整備期間中に発現した便益に対応する維持管理費を費用に計上すべきではないか。</p>	<p>また、当該効果を適切に算定・評価する手法を確立していくことは重要であると考えているが、現時点では技術的知見が不足していることから、今後その蓄積等に努めていく旨が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省の指摘の通り、整備期間中でも便益が発生することから、その機能維持のための経費は必要との認識が示され、整備期間中の施設に対する維持管理費を算定することとされた。 <p>再算定の結果、費用は521億円から555億円へ増加し、B/Cは15.8から14.8へ減少することから評価書が修正される。</p>
---	---

事例 1-7 撥川都市基盤河川改修事業（北九州市）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 流域の宅地化による流出量の増加や河道流域能力不足から、下流部において浸水被害が発生しており、計画規模（1/50 確率の降雨）に対して、洪水を安全に流下させうる整備を行う。 ・ 整備内容 : 河川拡幅、河床掘削、護岸整備、用地買収 (事業延長) 2,853m、(整備目標) 確率規模 : 1/50 ・ 事業主体 : 北九州市 ・ 事業期間 : 昭和 45 年度～平成 25 年度 ・ 総事業費 : 99 億円 ・ 総便益(B) : 323 億円 ・ 総費用(C) : 75 億円 ・ B/C : 4.3 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用便益分析に当たっての評価の基準年が平成 20 年ではなく、15 年とされていることに疑問がある。 また、便益は 32,280.3 百万円、費用は 7,514.9 百万円、B/C は 4.29 とされているが、当省で再計算を行ったところ、計算結果に乖離がみられることから、便益及び費用の計算に誤りがあるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の指摘の通り、評価の基準年を平成 20 年とすべきところを 15 年として計算していたこと、また、便益及び費用の計算について誤りがあったとの認識が示され、再計算が行われた。 その結果、便益は 53,065.3 百万円、費用は 11,862.5 百万円、B/C は 4.47 へと数値が変わることから評価書が修正される。

事例 1-8 香流川都市基盤河川改修事業（名古屋市）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 計画降雨規模（30年に1度の確率の降雨）に相当する洪水流量を安全に流せるよう、河道掘削、護岸整備等を行い治水安全度の向上を図る。 ・ 整備内容 : 河道改修（掘削工、護岸工）、橋梁改築 （事業延長）2,280m、（整備目標）確率規模：1/30 ・ 事業主体 : 名古屋市 ・ 事業期間 : 昭和62年度～平成24年度 ・ 総事業費 : 48億円 ・ 総便益(B) : 661億円 ・ 総費用(C) : 54億円 ・ B/C : 12.3 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「治水経済調査マニュアル（案）」では、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、「流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする6ケース程度とする。」とされているにもかかわらず、流量規模の設定を計画規模1ケースのみとしており、算定精度が低いものとなっているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の確率規模に関して、香流川は無害流量が概ね1/5に対し計画規模1/30であり、国が管理するような大河川などと比較して無害流量と計画流量規模の差が小さいものとなっていることから、名古屋市では、マニュアルに記述があるような複数の流量規模を追加ケースとして設定した場合でもB/C値に与える影響は小さいものと判断し、計画規模1ケースのみで年平均被害軽減期待額の算定を実施していたとの認識が示された。 <p>この度、総務省の指摘を契機として、名古屋市において、改めて複数の中間流量を追加した場合の年平均被害軽減期待額を算定し、B/C値を試算してみたが、若干の変動（年平均被害軽減期待額2,295百万円→2,183百万円、B/C値12.34→11.73）はあるものの顕著な差異は見受けられず、評価結果に影響は無いとの認識が示された。</p>

事例 1-9 野添川都市基盤河川改修事業（名古屋市）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 計画降雨規模（5年に1度の確率の降雨）に相当する洪水流量を安全に流せるよう、河道掘削、護岸整備等を行い治水安全度の向上を図る。 ・ 整備内容 : 河道改修（築堤工、掘削工、護岸工） （事業延長）1,847m、（整備目標）確率規模：1/5 ・ 事業主体 : 名古屋市 ・ 事業期間 : 平成4年度～30年度 ・ 総事業費 : 20億円 ・ 総便益(B) : 51億円 ・ 総費用(C) : 20億円 ・ B/C : 2.5 	
<p>主な疑問点</p>	<p>確認結果</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「治水経済調査マニュアル（案）」では、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、「流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする6ケース程度とする。」とされているにもかかわらず、流量規模の設定を計画規模1ケースのみとしており、算定精度が低いものとなっているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の確率規模に関して、野添川は無害流量が概ね 1/1 に対し計画規模 1/5 であり、国が管理するような大河川などと比較して無害流量と計画流量規模の差が小さいものとなっていることから、名古屋市では、マニュアルに記述があるような複数の流量規模を追加ケースとして設定した場合でも B/C 値に与える影響は小さいものと判断し、計画規模 1 ケースのみで年平均被害軽減期待額の算定を実施していたとの認識が示された。 <p>この度、総務省の指摘を契機として、名古屋市において、改めて複数の中間流量を追加した場合の年平均被害軽減期待額を算定し、B/C 値を試算してみたが、若干の変動（年平均被害軽減期待額 222 百万円→254 百万円、B/C 値 2.51→2.86）はあるものの顕著な差異は見受けられず、評価結果に影響は無いとの認識が示された。</p>

事例 1-10 一般国道 434 号 徳山～錦バイパス（山口県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

③ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 異常気象時に通行規制が指定されている幅員狭小、線形不良の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を図る。 ・ 整備内容 : 延長 12.8km のバイパス整備事業 (自 山口県周南市須万、至 同岩国市錦町広瀬) ・ 事業主体 : 山口県 ・ 事業期間 : 平成 4 年度～23 年度 ・ 総事業費 : 118 億円 ・ 総便益(B) : 216 億円 (内訳) 走行時間短縮便益 : 211 億円 走行経費減少便益 : 4.5 億円 交通事故減少便益 : 0.00 億円 ・ 総費用(C) : 170 億円 ・ B/C : 1.3 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 便益は、徳山～錦バイパスの部分供用及び全線供用の開始年次ごと（平成 12 年度、15 年度、17 年度、20 年度及び 23 年度）にそれぞれ 40 年間計上している一方で、費用は、維持修繕費を平成 23 年度から計上している。 部分供用に伴い発現した便益に対応する維持修繕費を費用に計上すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の指摘の通り、部分供用に伴い発現した便益に対応して平成 12 年度より維持修繕費を費用に計上すべきとの認識が示された。 平成 12 年度より維持修繕費を計上する場合、費用が 170 億円から 172 億円へ増加することから評価書が修正される。なお、B/C は 1.3 のまま変わらないことが確認された。

事例 1-11 小本港小本浜地区国内物流ターミナル整備事業（岩手県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

② 費用対効果分析の前提となる需要推計に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 鉱産・林産資源等の物流機能の強化を図ることや、陸中海岸国立公園内の観光基地とすること、大型漁船等を収容すること等を目的として小本港の整備を進めることで、岩泉町の地域振興及び地域活性化を図る。 ・ 整備内容 : 岸壁、沖防波堤、副防波堤、臨港道路、土地造成 ・ 事業主体 : 岩手県 ・ 事業期間 : 昭和 59 年度～平成 27 年度 ・ 総事業費 : 36 億円 ・ 総便益(B) : 80 億円 <ul style="list-style-type: none"> (内訳) 陸上輸送コスト削減便益 : 79 億円 その他の便益 : 1 億円 ・ 総費用(C) : 62 億円 ・ B/C : 1.3 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用が開始されている同港について、同港を利用する唯一の砕石生産・販売会社の撤退により、平成 20 年 10 月以降利用実績がなく、その後の利用の目途もたっていないとの報道があり、その後同社の解散も確認された。このように、社会経済情勢の変化等により当該事業の便益の根拠に疑問があることから、速やかに事実関係を確認し、再評価を実施すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要予測の前提となったヒアリング対象企業以外にも企業進出の動きがあることから、平成 22 年度に開催される岩手県大規模事業評価委員会専門委員会に現状について報告し、委員会からの意見を踏まえ再評価を実施するか否かの検討を行う旨が示されたことから、引き続き注視していく。

事例 1-12 帯広開広団地地区暮らし・にぎわい再生事業（北海道）〔国土交通省／新規評価〕

【疑問の種類】

- ③ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの
- ④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的 : 老朽化、狭隘化した流通系の団地を再開発事業により再整備。 分譲マンションの供給のほか、総合病院と連携した医療支援機能などを整備。 ・整備内容 : 高齢者マンション（48戸）、一般向けマンション（50戸）、商業施設、医療施設、多機能ホール、集会室 ・事業主体 : 北海道帯広市 ・事業期間 : 平成21年度～23年度 ・総事業費 : 39億円 ・総便益(B) : 42億円 (内訳) 域内便益 38億円、域外便益 4.1億円 ・総費用(C) : 33億円 ・B/C : 1.3 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益分析において、住宅、医療施設、商業施設及び駐車場の維持管理費及び建物買収費が費用として計上されていないのはなぜか。 ・費用便益分析を行うにあたり、地価関数の推定について、類似している地域の地価関数として、マニュアルに掲載されている計算例をそのまま使用しているが、当該計算例の地域が、当事業地区と地区人口及び地価水準、周辺地利用状況が類似しているとする根拠が不明である。 また、各事業の実施箇所によって地価水準等に大きな違いがあることから、マニュアルに掲載された計算例が様々な地 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果表を作成する際に算定した施設の維持管理費及び建物買収費が計上されていないことが明らかになった。 再算定の結果、便益は4,235百万円から4,063百万円に低下し、費用は3,350百万円から3,831百万円に増加し、B/Cが1.3から1.1に減少することから評価書が修正される。 ・本事業の評価において、地区人口及び地価水準、周辺地利用状況などを総合的に比較考量した結果、マニュアルに掲載された「富良野駅前地区」が類似していたため、当該地区の地価関数を選定し使用していたことが明らかになった。 また、評価に当たっては、事業毎に類似する地域の地価関数を選定することとされているため、マニュアルにおける地価関数の計算例を増やす予定はないが、当省の指摘を踏まえ、類似地域の地価関

<p>域の事業の評価に対応できるものとなっているのか疑問があるため、マニュアルにおける地価関数の計算例を増やすべきではないか。</p>	<p>数が適切に選定されているか今後も確認を行う旨が示された。</p>
---	-------------------------------------

事例 1-13 北新宿地区第二種市街地再開発事業（東京都）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

- ③ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの
- ④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの
- ⑤ その他費用対効果分析に用いられるデータ等の信頼性に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的 : 都市計画道路放射第 6 号線とその周辺の密集市街地を一体的に整備することにより、交通渋滞の解消と新宿副都心地域にふさわしい土地の有効利用と都市機能の更新を図り、生活環境の改善と防災性の向上をめざす。 ・整備内容 : (公共施設) 放射第 6 号線、放射第 24 号線、区画街路、街区公園 (施設建築物) 住宅 (約 600 戸)、業務、商業、駐車場等 ・事業主体 : 東京都 ・事業期間 : 平成 10 年度～24 年度 ・総事業費 : 1,362 億円 ・総便益 (B) : 3,498 億円 (内訳) 域内便益 : 1,990 億円、域外便益 : 1,508 億円 ・総費用 (C) : 980 億円 ・ B / C : 3.6 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 便益算定に用いる賃料の設定に当たっては、マニュアルで「市場価格を十分考慮して設定するとともに、その根拠となる資料を添付する必要がある」とされているが、本事業では店舗及び事務所の月額賃料を「地区内 1-2 棟 (業務棟) の想定賃料」としており、当該想定賃料が市場価格を十分考慮して設定されているか疑問がある。 ・ 年度別便益の計上に当たり、供用開始時点と事業完了時点とで整備済みの内容が異なるにもかかわらず、全く同額の便益を計上していることに疑問がある。 また、便益項目の一つとして、事業区域内における賃貸事業の純収益を設定しているが、他の施設では賃料等を総収益 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該想定賃料については、将来の貸主である特定建築者が既に決定しており、特定建築者が市場動向調査や市場関係者へのヒアリングに加え、ビルのグレードなどを勘案して設定した提案賃料を採用していることが明らかになった。 ・ 年度別便益の計上に当たっては、事業の完了時期を平成 19 年度から 23 年度に変更した際に、あわせて便益の発生時点が変更されていなかったこと、年間総費用の算定に当たり、立体駐車場の修繕費、維持管理費及び損害保険料が計上されていなかったことが明らかになった。

<p>として計上しつつ、修繕費、維持管理費（共用部分）及び損害保険料を総費用として計上している一方、立体駐車場については賃料を総収益として計上しているながら、修繕費、維持管理費（共用部分）及び損害保険料が費用として計上されていないのはなぜか。</p>	<p>再算定の結果、便益発生時期が平成 19 年から平成 24 年に変更されるとともに、便益は 3,498 億円から 2,878 億円に低下し、費用は 980 億円から 988 億円に増加したため、B/C が 3.6 から 2.9 に減少することから評価書が修正される。</p>
---	---

事例 1-14 日居城野運動公園整備事業（岩手県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 本公園は花巻市のスポーツ・レクリエーションの拠点として計画されており、赤松林のある豊かな自然環境を生かし、市民の体力向上や健康の維持増進と憩いの場を提供することを目的とする。 ・ 整備内容 : 都市計画決定面積 30.6ha、事業認可面積 30.5ha (供用施設) 花巻球場、多目的広場、芝生広場、第1～第4駐車場、花巻市総合体育館、多目的コート、テニスコート、花見広場、噴水広場、クラブハウス (計画施設) ファミリー広場、トリム広場、陸上競技場 ・ 事業主体 : 岩手県花巻市 ・ 事業期間 : 昭和 52 年度～平成 24 年度 ・ 総事業費 : 120 億円 ・ 総便益(B) : 411 億円 ・ 総費用(C) : 130 億円 ・ B/C : 3.2 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業においては、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を用いずに独自の手法で評価を実施しているが、各施設の受付者以外の利用者数の推計で用いられている「受付者数の 5 倍」、「受付者数の 0.2 倍」の根拠が不明である。 ・ 公園利用時の 1 人当たり費用の算出に用いられている時給 1,200 円は「平成 20 年度の公共工事設計労務単価（基準額）」の岩手県における軽作業員の労務単価（1 日 8 時間あたり 9,200 円）を 1 時間あたりに計算して算出し、労務単価が 100 円単位であるため、時給も 100 円単位で設定しているとのことであるが、100 円単位ではなく適切な額を設定するべきではないか。 また、本事業に係る費用便益比の算定に当たって、現在価値化がされていないことに疑問がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付者以外の利用者数の推計については、指定管理者より聞き取りを行い、各競技（大会）一試合あたりの観戦者、使用関係者等の人数を把握し、受付者一人当たりの観客数を把握したうえで設定されていることが明らかにされた。 ・ 総務省の指摘を踏まえ「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を用いて再評価を行うこととされた。

事例 1-15 本宮市流域関連公共下水道事業（県中処理区）（福島県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

- ⑤ その他費用対効果分析に用いられるデータ等の信頼性に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など生活環境の改善を目的として行う。 ・ 事業主体 : 福島県本宮市 ・ 事業期間 : 昭和 51 年度～平成 50 年度 ・ 総事業費 : 215 億円 ・ 総便益(B) : 454 億円 (内訳) 生活環境の改善 : 385 億円 公共用水域の水質保全 : 69 億円 ・ 総費用(C) : 192 億円 ・ B/C : 2.4 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住環境の改善効果の便益算定に当たり、家庭用浄化槽の種類を 5 人槽ではなく、より設置単価の高い 7 人槽と設定している理由が明らかではない。 また、家庭用浄化槽設置単価 118 万円は、他の多くの自治体の評価における設定単価より突出して高くなっているが、その具体的根拠が明らかではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本宮市の平成 19 年度末の浄化槽設置実績は、5 人槽 17.4%、7 人槽 50.4%、8～10 人槽 32.2%であることから、7 人槽を採用したことが明らかにされた。 「下水道事業における費用効果分析マニュアル」においては、単独浄化槽の数値を用いて便益を算出することとなっているが、誤って合併処理浄化槽の数値を採用していた。このため、再度、単独浄化槽の場合での B/C を試算したところ 2.4 から 1.7 程度に減少することから評価書が修正される。

事例 1-16 大洗町公共下水道事業（那珂久慈処理区）（茨城県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

② 費用対効果分析の前提となる需要推計に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など生活環境の改善を目的として行う。 ・ 事業主体 : 茨城県大洗町 ・ 事業期間 : 平成 1 年度～32 年度 ・ 総事業費 : 175 億円 ・ 総便益 (B) : 385 億円 (内訳) 生活環境の改善 : 215 億円 便所の水洗化効果 : 170 億円 ・ 総費用 (C) : 327 億円 ・ B/C : 1.2 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大洗町の新規開発分を除く行政人口の推計では、将来の目標年次であった平成 27 年度、及び今回の再評価で設定した目標年次である 32 年度ともに、19,000 人としている。提出資料によると、人口が減少傾向であるにもかかわらず、現況固定により将来人口を推計したとの記述がある。人口推計が過大ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の行政人口を現況固定しているとの記述は、大洗町公共下水道全体計画見直し時（平成 12 年）の報告書におけるものだが、本報告書においては、平成 27 年の行政人口（開発人口を除く）を 19,000 人と推計しており、現況固定との記述は誤りであるため、訂正する旨が示された。 また、当該見直し時には、全体の行政人口を 28,000 人から 21,000 人に見直していることが明らかにされた。 当該見直しと同時期に見直した流域下水道の全体計画では、平成 27 年度の行政人口を 18,811～19,993 人と推計した結果を踏まえて 19,000 人を採用している。また、32 年の行政人口を推計する場合、同様に一定の幅を持った推計値となる。さらに、事業評価時点での国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（平成 15 年 12 月公表）では、27 年は 18,532 人、32 年は 17,941 人と推計されている。以上から、19,000 人という推計値が著しく過大なものではないとの認識が示された。 なお、平成 21 年 10 月に改定された「生活排水ベストプラン」において、大洗町の将来人口（平成 37 年度）が 17,300 人と下方修正されたことを受け、参考として人口 15,000 人程度によ

	る費用便益比について算定し、 B/C が1を超えることが明らかにされた。
--	--

事例 1-17 大阪市公共下水道事業（市岡処理区）（大阪市）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 快適で安全な市民生活を支える役割を果たすため、公共用水質の保全を図るとともに、雨水を市街地から速やかに排除して浸水を防ぐため、下水管等の施設整備を行う。 ・ 事業主体 : 大阪府大阪市 ・ 事業期間 : 昭和 56 年度～平成 50 年度 ・ 総事業費 : 516 億円 ・ 総便益(B) : 2,110 億円 (内訳) 公共用水域の水質保全効果 : 881 億円 浸水の防除効果 : 1,229 億円 ・ 総費用(C) : 797 億円 ・ B/C : 2.6 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルにおいて、原則実施するとされている浸水シミュレーションを行った上で、費用効果分析を実施するべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本評価における浸水の防除効果は、昭和 56 年から行われている『抜本的な浸水対策事業』について算定していることから、当該事業を実施する以前の浸水実績データ（41年から55年）に基づいて、評価を実施していることが確認された。 浸水シミュレーションは、その検討に要する期間や費用等を勘案した上で実施すべきでものであり、大阪市においては、現在、浸水シミュレーションを順次導入しているところである。 今後、費用効果分析において浸水シミュレーション結果を反映していく旨が示されたので今後の動向を注視する。

事例 1-18 小矢部川流域下水道関連射水市公共下水道事業（小矢部川処理区）
（富山県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の評価方法に疑義があるもの

<p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など生活環境の改善を目的として行う。 ・ 事業主体 : 富山県射水市 ・ 事業期間 : 平成1年度～50年度 ・ 総事業費 : 36億円 ・ 総便益(B) : 35億円 (内訳) 公共環境の改善効果 : 32億円 公共用水域の水質保全効果 : 3億円 ・ 総費用(C) : 32億円 ・ B/C : 1.1 (残事業 0.91) 	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の対応方針として、「将来の土地利用用途の変更や管路の長寿命化に対応するために継続事業とする」としているが、「将来の土地利用用途の変更」や「管路の長寿命化」の内容が具体的には明らかにされていない。 ・ 残事業B/Cが1を切っているにも関わらず、その要因や、どのような事業見直し等を行ったかが明らかにされていない。 なお、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」(平成21年6月 国土交通省)では、全体B/Cが1以上で、残事業B/Cが1未満である場合、「事業内容の見直し等を行った上で対応を検討」とある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道が未整備の工業地域(36ha)については、将来的に事業所が撤退した場合、土地利用用途を工業地区から住宅地区に変更することを想定していることが明らかにされた。 また、今後管路の改築更新費用については、長寿命化計画を策定することで、より効率的な整備とコスト縮減が図られるとの認識が示された。 ・ 本事業においては、人口減少を見込んだ将来人口の見直しを行っていること及び上記の管路の長寿命化計画の策定を行うことが明らかにされた。 また、下水道が未整備の工業地域については、住宅地域への変更を前提に、下水道整備が具体化する際には、前提計画の変更及び事業計画を立案するとともに、再度、事業評価を行い、下水道整備の妥当性を明らかにした上で事業に着手するとしている旨が示された。

事例 2 - 1 地域活性化の推進〔内閣府／実績評価〕

【疑問の種類】

- ⑩ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないなど指標の改善等が必要であるもの

〔政策の概要〕	
<p>地域の活性化のため、地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策（例えば、地域の中心市街地活性化基本計画の認定、地方の元気再生事業の推進、構造改革特区計画の認定、地域再生計画の認定等）を推進する。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 地域再生計画の認定に関する指標は、「計画策定地方公共団体に対する調査で、『目標を上回っている』『目標どおり』と回答した地方公共団体の割合」となっている。 しかし、アンケート調査では、地域再生計画の各種支援措置ごとの達成状況の調査は行われているが、地域再生計画の達成状況の調査は行われていない。 地域再生計画の各種支援措置ごとの達成状況の調査結果を加工した場合、加工の方法により、地域再生計画の達成状況が変動することとなり、指標の測定方法に疑問が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本指標は、地域再生計画の達成状況を把握するものであるが、地域再生計画の各種支援措置の内容は多岐にわたっており、地方公共団体が総合的に判断して地域再生計画の達成状況を回答した場合、主観が入り込む余地がある。このため、地方公共団体が回答した各種支援措置ごとの達成状況の調査結果を恣意性が生じないよう点数化し、地域再生計画の達成状況を把握したことが明らかになった。 より正確性を期するため、指標の測定方法について評価書に追記されるとともに、今後、本指標を用いる場合、同様に測定方法を評価書に記載する旨が示された。

事例 2-2 男女共同参画社会の形成の促進〔内閣府／実績評価〕

【疑問の種類】

- ⑩ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないなど指標の改善等が必要であるもの

〔政策の概要〕	
<p>「男女共同参画社会」の形成を促進するため、男女共同参画に関する普及・啓発、国際交流・国際協力の促進、男女共同参画基本計画（第2次）の推進、女性に対する暴力の根絶に向けた取組、女性のチャレンジ支援を行う。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 当省の18年度の認定関連活動において、内閣府から、次回政策評価においては、「男女間における暴力に関する調査」結果をはじめ、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等も参考として現状を分析し、総合的観点から評価を行うよう努めてまいりたいとの回答を得ている。 <p>しかし、「男女共同参画社会の形成の促進」の評価書における「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」については、男女間における暴力に関する調査結果のデータを踏まえた評価が実施されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「男女間における暴力に関する調査」は3年に1度を目途に実施しているものであるが、平成20年度以降、毎年「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」の評価を行うことに改めたことから、3年に1度の実施である同調査の結果を毎年実施する政策評価の指標とすることは適切ではないこと等から、同調査結果を政策評価に用いなかったことが明らかになった。 <p>当該調査の結果は参考情報の一つとして施策の評価に資するものと考えられることから、今後は、当該調査実施後の直近の政策評価においては、調査結果を踏まえた評価を行うよう努めていく旨が示された。</p>

事例 2-3 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実〔金融庁／実績評価〕

【疑問の種類】

⑧ 評価結果の判定根拠の説明が不十分であるもの

〔政策の概要〕	
<p>金融経済教育の充実、金融行政に関する広報の充実等により、各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについての利用者の理解を進める。</p>	
主な疑問点	確認結果
<p>・ 測定指標である「国民の金融知識の状況」の分析については、金融広報中央委員会が実施している「家計の金融行動に関する世論調査」における「生活設計の有無」についての設問結果を基にして行っている。評価書によれば、当該設問に対して、「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が平成20年は36.6%であり、15年以降増加傾向にあるとしている。</p> <p>しかしながら、実際には、平成18年以降はほぼ横ばいの状況となっており、具体的にどのような点から国民の金融知識への関心が高まっていると判断できるかが、評価書上明記されていない。</p> <p>国民の金融知識への関心が高まっていると判断した合理的な理由について評価書に明記すべきではないか。</p>	<p>・ 「家計の金融行動に関する世論調査」における当該設問に対して、「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率は、平成20年にはわずかに減少しているが（0.9ポイント減）、15年以降19年までの間は微増ながら一貫して増加基調にあったことの点などを総合的に勘案し、「総じて」国民の金融知識への関心が高まっていると評価したことが明らかになった。</p> <p>今後の評価においては、測定結果を分析した内容について国民に分かりやすく説明するよう努力する旨が示された。</p>

事例 2-4 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実〔金融庁／実績評価〕

【疑問の種類】

- ⑩ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないなど指標の改善等が必要であるもの

〔政策の概要〕	
<p>金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行等により、投資者に対する投資判断に必要な情報の適切な提供を推進する。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。このため、本施策の評価に当たっては、測定指標に設定している EDINET サイトへのアクセス件数に目標値を設定すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本施策は、ディスクロージャーの充実を図る諸事業からなり、EDINET そのものの基盤整備が中心的な施策ではなく、本測定指標（EDINET サイトへのアクセス件数）によっては達成目標の効果を測定できないため、目標値は設定していない。 このため、「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」では、本施策の効果を把握できるようにするため、「電子開示システム（EDINET）の稼働率」（目標値：99.9%）を測定指標として設定するよう改めた。 しかしながら、本施策の効果を把握するには本指標でも十分ではないと考えられることから、今後もより適切な測定指標を設定できるよう検討する旨が示された。

事例 2-5 電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習〔総務省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

⑨ あらかじめ設定した指標と異なる指標で評価しているもの

〔政策の概要〕	
<p>ネットワークの安心・安全な利用環境の実現に向けて、サイバー攻撃等によってインターネットのセキュリティが侵害される事案（インシデント）に対応する演習を行うことにより、高度な IT スキルを有する人材を育成し、かつ事業者内・事業者間の連携体制を強化する。</p>	
主な疑問点	確認結果
<p>・ 平成 17 年度の事前評価では、本事業の実施により得ようとする効果及び当該効果が発現した段階における事後的な検証の方法について、「サイバー攻撃等によるインターネットの機能不全（インシデント）に対応するため、実環境に近い演習環境を構築し、①セキュリティの専門家による実行可能な攻撃方法と攻撃による損害の程度、②攻撃発生後の緊急対応体制が実際に機能するか否か等について検証を実施し、高度な IT スキルや調整力を有する人材を育成するとともに、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制を強化する」とされていた。</p> <p>一方、平成 21 年度の事後評価では、事前評価で見込んでいた効果である「高度な IT スキルや調整力を有する人材の育成や、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制の強化」が把握されていない。</p> <p>本事業の趣旨、目的等からみても、事後評価においては、事前評価で見込んでいた上記の効果を把握し、分析すべきではないか。</p>	<p>・ 「高度な IT スキルや調整力を有する人材の育成や、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制の強化」の把握・分析に関して、事前評価の段階では、事業者の規模、体制、方針等によらず、一定の基準で評価することを想定していたが、本事業の実施過程において、その達成手段及び達成水準、達成時期が事業者の経営判断に多分に影響され、事業者ごとに様々であり、一定の基準で評価することが困難であることが明らかとなったため、事後評価では、本事業の実施によって得られた効果として「演習参加者全員が演習結果を個別に評価した上で課題を抽出し共通認識を得られたこと」を把握し、分析した、という事実関係が確認された。</p> <p>今後は、事前評価で見込んでいた効果を事後評価で検証することを徹底し、事前評価で見込んでいた効果の検証の手法等を変更せざるを得ない事情がある場合には、その理由等を評価書で説明する旨が示された。</p>

事例 2-6 女性医師支援センター事業（医師再就業支援事業）〔厚生労働省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

- ⑩ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないなど指標の改善等が必要であるもの

<p>〔政策の概要〕</p> <p>「女性医師バンク」において再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うこと等により、女性医師の再就業を支援する。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度の事前評価では、「再就業件数」及び「女性医師バンク登録者数」を目標として設定していたにもかかわらず、今回の事後評価では、別の指標を用いて判断がなされているため、説明が不十分ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 再就業支援の効果について、よりの確な評価が可能となるよう、「再就業件数」を指標に加えることを含め、どのような指標を用いることが適切か検討する旨が示された。

事例 2-7 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業【厚生労働省／事業評価（事後）】

【疑問の種類】

- ⑩ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないなど指標の改善等が必要であるもの

〔政策の概要〕	
<p>「潜在看護師」等に対して臨床実務研修を行うことにより、看護師確保が困難な地域・医療機関にいる看護職員の確保を図る。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度の事前評価では、潜在看護師等に対する臨床実務研修について、「全都道府県で研修実施」を目標として設定していたが、事業実績が低調にとどまっている。目標を達成できなかった原因をどのように分析しているのか。 本事業の効果として最も重要と考えられる「本事業により就業につながった看護職員数」を指標として設定すべきではないか。 実務研修受講者のうち、半数以上の潜在看護師が医療機関等への就業につながっていないことから、事業に一定の成果があったとの判断に疑問がある。このような判断を行った基準を明らかにすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の厳しい財政事情等により、先駆的な看護職員確保のモデル事業に対して、取組が進まなかったとの認識が示された。 今後、同様の事業を評価する際には、再就業支援の効果について、よりの確な評価が可能となるよう、「事業により就業につながった看護職員数」を指標に加えることを含め、どのような指標を用いることが適切か検討する旨が示された。 受講した潜在看護師の就労意欲の向上、看護技術のレベルアップ等が図られ、一部の受講者の就業につながったことから、一定の成果があったとの認識が示された。 また、平成 20 年度は再就業率が低い実績となっているが、これは一部の都道府県において、受講者の性質上、受講後の速やかな再就業には結びつかなかったためであり、他の都道府県における再就業率は 6 割を超えているため、成果があったとの認識が示された。

事例 2-8 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ること
〔厚生労働省／実績評価〕

【疑問の種類】

- ⑥ 目標の達成状況が低調であるにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

〔政策の概要〕	
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことにより労働者の福祉の増進に寄与する。	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害（補償年金）及び遺族（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数という指標について、前年度以下とするという目標を達成できていない。しかしながら、評価では、目標を達成できなかった原因の分析及び今後の改善策について言及されていない。あらかじめ設定された目標の達成状況に関する分析・検証を行い、その上で評価結果を導くべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害（補償）年金及び遺族（補償）年金については、詳細のデータを集計していないことから、本年度は、掘り下げた分析が困難であったが、今後の評価書においては、あらかじめ設定した目標の達成状況に関する分析・検証を行い、その上で評価結果を導くこととする旨が示された。

事例 2-9 多様な職業能力開発の機会を確保すること〔厚生労働省／実績評価〕

【疑問の種類】

- ⑩ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないなど指標の改善等が必要であるもの

〔政策の概要〕	
<p>労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うため、ジョブ・カード制度を推進する。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ジョブ・カード制度の推進について、「委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率」を指標としているが、「委託訓練活用型デュアルシステム」はジョブ・カード制度の過程で行われる職業訓練の一類型にすぎない。したがって、「ジョブ・カード取得者数」等の指標も加え、総合的な評価を行うべきではないか。 「委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率」のデータについて、「雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえ、修正の上、評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ジョブ・カード制度の推進」という目標達成に向け、「ジョブ・カード取得者数」及び「雇成型訓練の就職率」を、次回の政策評価における指標として設定することとし、その効果を測る方向で検討する旨が示された。 次回の政策評価において「委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率」のデータの修正について検討する旨が示された。

事例2-10 流通・物流基盤整備(商品データ共有化システムの構築事業(委託)、受発注～決済までの次世代EDI標準化事業(委託))〔経済産業省／事業評価(事後)〕

【疑問の種類】

⑨ あらかじめ設定した指標と異なる指標で評価しているもの

<p>〔政策の概要〕</p> <p>【商品データ共有化システムの構築事業】 多様な商材を扱う小売業や多数の販売先を抱える製造業が、事業者毎商材毎に異なる仕様の商品データについて、海外を含め一元的かつ効率的に利用できる環境を構築し、効率的な商品調達や販売先の拡大につなげる。</p> <p>【受発注～決済までの次世代EDI標準化事業】 企業間でやりとりする受発注等の情報について、高速大容量のデータ交換(EDI)が可能なインターネットのやりとりを前提として、各項目情報の定義の標準化等を進め、その成果を流通業界全体に普及させることにより、標準を採用した企業間で簡易かつ効率的に情報のやりとりができるようにする。</p>	
<p>主な疑問点</p>	<p>確認結果</p>
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度事後評価書では、平成18年度事前評価書であらかじめ設定していた指標(「企業における商品情報共有化システムの利用者数」及び「企業におけるインターネットEDI標準の普及率」)を用いずに、新たな指標(導入業態数・業界数・企業数)を用いて達成状況を分析している。 <p>事後評価では、あらかじめ設定した指標につき評価を行うことが必要であり、あらかじめ設定した指標を用いて評価を行っていない理由及びあらかじめ設定した指標の実績値について、明らかにすべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価書の記載に不明確な点が見られたが、事前評価書であらかじめ設定した指標を用いて評価を行っていないのではなく、事後評価書ではより明確に評価を行うことが可能な指標に修正したこと等、事実関係が明らかになった。 <p>今後は、事前評価等であらかじめ指標を設定する際には、適切な評価の実施のために評価方法や測定方法等について十分に検討し、あらかじめ設定した指標を用いていないと誤解されないよう努める旨が示された。</p>

事例 2-11 貿易投資促進（貿易円滑化事業費補助事業（補助））〔経済産業省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

⑥ 目標の達成状況が低調であるにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

〔政策の概要〕	
<p>（財）対日貿易投資交流促進協会の運営する情報センター（東京都）において、海外製品や制度等に関する情報提供を行うとともに、同団体による中小事業者・個人起業家に対するセミナー・相談会の開催を通じ、輸入品に対する正しい理解を促進することにより、貿易の円滑化に資する。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 「相談コーナーにおける来場者数・相談者数」は増加傾向にあると分析しているが、「相談件数」は平成17年度をピークとして減少傾向にある。 目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標の達成度合いが低調であるが、予算額当たりで見ると相談件数は増加傾向にあること等、事業の効率性及び有効性についての分析結果が明らかになった。 上記を踏まえ、評価書を修正する旨が示された。

事例 2-12 産業保安（高圧ガス等保安対策事業）〔経済産業省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

⑥ 目標の達成状況が低調であるにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

〔政策の概要〕	
<p>高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、技術の進歩や環境変化を踏まえた高圧ガス保安技術の基準作成や、事故情報の統計処理・解析、高圧ガス設備の耐震設計のあり方についての調査研究を行う。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 事業の目標及び指標は、「産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指す」とされているが、実際には事故件数は増加傾向にあり、目標達成には至っていない。 <p>事業の実施により期待される効果が得られていないにも関わらず、今後の方向性では、事業の継続が必要とされているが、効果の発現状況を踏まえれば、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価書のデータ記載に関する不明確な点については、確定情報を踏まえ、直近の事故件数・死亡者数が明らかになった。また、基本的な設備管理や保安管理教育がなされていれば防止することができたと考えられる事故が多数を占めていることから、事故情報及びその再発防止策などの情報をより有効に活用できる環境整備が重要である等、原因分析及びその結果が明らかになった。 <p>上記を踏まえ、評価書を修正する旨が示された。</p>

事例 2-13 産業保安（火薬類保安対策事業（委託）、火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置（税目：固定資産税等の課税標準の特例））〔経済産業省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

⑥ 目標の達成状況が低調であるにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

<p>〔政策の概要〕</p> <p>【火薬類保安対策事業】</p> <p>火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類保安教育事業の実施、火薬類保安技術基準作成、事故調査解析、国連等で行われる火薬類の技術基準の検討の動向調査、煙火等の分類の見直しに向けた実証実験等を行う。</p> <p>【火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置】</p> <p>火薬類取締法上の義務として設置する保安用の土堤・防爆壁について、固定資産税の課税標準を5分の3に軽減する特例措置。</p>	
<p>主な疑問点</p>	<p>確認結果</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業の目標及び指標は、「火薬による事故件数を平成22年度に30件前後に低減」することとされているが、実際には事故件数は近年増加傾向にあり、平成22年度までの目標達成に向けた進捗状況は思わしくない状況にあるにも関わらず、原因等に関する分析はなされていない。 <p>効果の発現状況を踏まえれば、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価書のデータ記載に関する不明確な点については、確定情報を踏まえ、直近の事故件数が明らかになり、また、打揚煙火に係る事故が後を絶たない状況を踏まえ、煙火の消費に係る技術基準の改正をする等、原因分析及びその後の取組が明らかになった。 <p>上記を踏まえ、評価書を修正する旨が示された。</p>

事例 2-14 航空交通ネットワークを強化する〔国土交通省／実績評価〕

【疑問の種類】

⑧ 評価結果の判定根拠の説明が不十分であるもの

〔政策の概要〕	
<p>地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等（滑走路、誘導路等）の耐震性の向上を推進する。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 業績指標の実績値が平成 18 年度から 20 年度まで約 4 割と横ばい状態となっており、24 年度の目標値（約 7 割）に向けて、外形的には目標達成に向けた成果を示しているとは言えない中で、「A」の評価結果を導いているが、現状の評価書における評価結果の判定根拠の説明では不十分であることから、もっと充実させるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、総務省の指摘を踏まえ、現状から一定の改善を図るため、以下の点について評価書に記述することにより、評価結果の判定根拠の説明の充実を図る旨が示された。 <ol style="list-style-type: none"> ① 空港の耐震工事の特性（年度当たりの施工面積が限られることや事業費が大きいことから、工事を完成させるためには、早くても 5 年程度の期間が必要） ② 評価基準年以降から評価実施時までの事業の実績（事業の予算規模並びに事業を実施した空港名称及び事業内容を明記）及びその際に防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口規模 ③ 評価実施時での最新の事業の状況（事業の予算規模並びに事業の実施が予定されている空港名称及び予算規模、事業内容を明記） ④ 目標値約 7 割達成時に防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口規模

事例 2-15 大気・水・土壌環境等の保全（大気環境の保全）〔環境省／実績評価〕

【疑問の種類】

- ⑦ 目標の達成見込みがないにもかかわらず、対応方針等の検討を行っていないもの

<p>〔政策の概要〕</p> <p>固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 指標として設定されている燃料電池自動車の普及台数（目標年度：平成22年度、目標値：50,000台）について、平成19年度時点での実績値が42台と達成度合が極めて低調であり、また、直近5年間で実績値がほぼ横ばいで推移する結果となっているにもかかわらず、その原因等についての分析がなされていない。 <p>目標の達成度合が低調である原因を分析した上で、分析結果を適切に反映した今後の方策を検討すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実績値が目標値に達せず低調である原因の分析内容と今後の方策について評価書に追記する旨が示された。

事例 2-16 大気・水・土壌環境等の保全（大気生活環境の保全）〔環境省／実績評価〕

【疑問の種類】

⑥ 目標の達成状況が低調であるにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

<p>〔政策の概要〕</p> <p>騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。</p>	
<p>主な疑問点</p>	<p>確認結果</p>
<ul style="list-style-type: none"> 指標として設定されている航空機騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（目標値：100%）及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（目標値：100%）について、平成19年度時点の実績値がそれぞれ73.8%、42.2%であり、達成度合が低調である。 <p>しかし、評価書においては、「航空機及び新幹線鉄道騒音の音源周辺の土地利用の改善及び音源対策を推進するとともに、騒音モニタリングのあり方を検討する」と書かれるにとどまっているため、実績値が目標値に達せず低調である原因を分析した上で、分析結果を適切に反映した今後の方策を検討すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実績値が目標値に達せず低調である原因の分析内容と今後の方策について評価書に追記する旨が示された。

事例 2-17 廃棄物・リサイクル対策の推進（循環資源の適正な 3 R の推進）〔環境省／実績評価〕

【疑問の種類】

- ⑩ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないなど指標の改善等が必要であるもの

<p>〔政策の概要〕</p> <p>各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。</p>	
主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 指標として設定されている資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率について、目標値は、資源有効利用促進法の下位省令で個々の製造業者等が達成すべき「再資源化の目標」として掲げられている値を用いている。一方で、実績値は対象製造業者等全体の回収量の総和及び再利用された資源の総重量を基に算出されており、目標値の達成状況を測定する値としては妥当ではない。 <p>資源有効利用促進法に基づく再資源化の取組は、個々の製造業者等を単位として義務付けているため、目標値は「再資源化の目標」を達成した製造業者等の割合を測定できるようにするなど適切な目標値を設定すべきではないか。</p> <p>一方、現在の実績値を活用するのであれば、目標値については、個々の製造業者等を単位として設定された「再資源化の目標」を用いるのではなく、別の適切な目標値を設定すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資源有効利用促進法における再資源化の目標値は、製造業者等が達成すべき再資源化の目標として定められている数値であることから、対象事業者全体の再資源化の達成状況を評価する基準としても用いているが、総務省の指摘を契機として、今後は、再資源化率の前年度比実績やトレンドを評価することを検討していく旨が示された。